

## 大分県迷惑行為防止条例の概要及び一部改正理由

<p>「大分県迷惑行為防止条例」 施行：昭和 40 年 12 月 1 日</p> <p>最終改正：平成 28 年 6 月 23 日</p>	<p>条例の目的</p> <p>県民及び滞在者に著しく不安や困惑、嫌悪、羞恥を覚えさせるような迷惑をかける暴力的不良行為等を防止し、もって、その平穏な生活を保持することを目的としている。</p>
---	---

## 現行規定（全 17 条）

第 1 条：目的 第 2 条：粗野又は乱暴な行為の禁止 **第 3 条：卑わいな行為の禁止** 第 4 条：不当な金品の要求行為の禁止  
 第 5 条：押売行為の禁止 第 6 条：商品買い行為の禁止 第 7 条：不当な客引き行為の禁止  
 第 8 条：入場券等不当な売買行為の禁止 第 9 条：海水浴場等における危険行為等の禁止 **第 10 条：嫌がらせ行為の禁止**  
 第 11 条～第 16 条：罰則 第 17 条：適用上の注意

## 改正の背景等

## 第 3 条（卑猥な行為の禁止）

- ・スマートフォンの急速な普及
- ・写真機等の小型・高性能化

子供・女性に対する下着等の盗撮行為が増加し、その内容も悪質・巧妙化している。

## 第 10 条（嫌がらせ行為の禁止）

- ・住民意識の変化→トラブルの増加
- ・SNS、ブログ等の普及

住居等の付近をうろつく行為、SNS やブログを介したいじめやトラブルなど、嫌がらせ行為の形態が多様化。

悪質な行為でありながら現行条例の規制対象外で十分な対応ができない事案が発生。  
→社会問題化

## 県民意見募集結果

- （全 15 件）
- ・盗撮に対する不安の声や未然防止・重大事件への発展防止のため規制強化・厳罰化を求める意見が多数
  - ・SNS 等利用の嫌がらせ行為に対する規制が必要 等

県民等に対する暴力的不法行為を未然に防止し、その平穏な生活を保持するためには新たな規制が必要！

改正条例 → 施行予定：平成 30 年 6 月 1 日